

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第六条の二 前条第一項の指定は、排水設備等の新設等の工事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市（町村）長に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 排水設備等の新設等の工事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第六条の四第一項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況に他の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し</p> <p>三（略）</p> <p>四 選任することとなる責任技術者に係る第六条の九の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>五（略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第六条の三 市（町村）長は、第六条第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第六条の二 前条第一項の指定は、排水設備等の新設等の工事業を行う者の申請により行う。</p> <p>2 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市（町村）長に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 排水設備等の新設等の工事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第六条の四第一項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書</p> <p>3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 専属することとなる責任技術者に係る第六条の九の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>三（略）</p> <p>四 専属することとなる責任技術者の第六条の九の規定により交付された責任技術者証の写し</p> <p>五（略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第六条の三 市（町村）長は、第六条第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p>

一 営業所ごとに、第六条の五第一項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

二〇四 (略)

2 (略)

(責任技術者)
第六条の四 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第一項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2・3 (略)

(責任技術者の登録の申請)

第六条の六 第六条の四第一項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市(町村)長に提出しなければならない。

- 一 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- 二・三 (略)

(除害施設の設置等)

第十条 法第十二条の十一第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

一〇四 (略)

五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム(〇・二)ミリグラム以下

六〇四十二 (略)

四十三 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第六条第五号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第三十八号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く

一 営業所ごとに、次条第一項の規定により責任技術者として登録を受けた者が一名以上専属している者であること。

二〇四 (略)

2 (略)

(排水設備工事責任技術者)
第六条の四 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第一項に規定する排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2・3 (略)

(責任技術者の登録の申請)

第六条の六 第六条の四第一項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市(町村)長に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 二・三 (略)

(除害施設の設置等)

第十条 法第十二条の十一第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

一〇四 (略)

五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム(〇・五)ミリグラム以下

六〇四十二 (略)

四十三 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第六条第五号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第三十八号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除

()
()